

## 第4章 施策の内容

---



# 基本方針Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

## 重点テーマ 1 政策・方針決定の場への女性の参画推進

### 施策の方向性(1) 方針決定の場における女性の登用促進

#### 現状と課題

■活力ある経済・社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要であり、あらゆる分野に対等に参画する環境をつくる必要があります。政治、経済などの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいるものの、女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況です（図表1）。

図表1 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合（参考）

政治	国会議員（衆議院）	9.9%
	国会議員（参議院）	23.0%
行政	本省課室長相当職以上の国家公務員	5.9%
	都道府県における本庁課長相当職以上の職員	12.2%
司法	裁判官	22.6%
	弁護士	19.1%
雇用	民間企業（100人以上）における管理職（部長相当職）	8.5%
	民間企業（100人以上）における管理職（課長相当職）	11.5%
教育	初等中等教育機関の教頭以上	21.8%

資料：令和3年版男女共同参画白書

■本市では女性の政策・方針決定過程への参画を促進するため、地方自治法に基づく審議会等委員における女性の割合を令和3年度末までに31%にすることを目標に掲げ、女性委員の登用に取り組んできましたが、令和2年4月現在25.3%となっています（図表2）。審議会等への女性委員の選任については、これまで以上に積極的に取り組む必要があります。

また、本市の女性職員の割合が令和2年4月現在で32.3%に対し、係長相当職以上（副主幹以上）の女性職員の割合は27.6%のため、一層の推進が必要です。（図表3・4）

図表2 審議会等委員における女性の割合の推移

年度	実績値				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
審議会等における女性委員の割合	25.0%	25.5%	26.6%	26.0%	25.3%

資料：まえばしWindプラン2014 平成28～令和2年度実施状況報告

図表3 市職員における女性の割合の推移

年度	実績値（4月1日現在）				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
女性職員の割合	29.8%	30.4%	31.1%	31.9%	32.3%
女性職員の人数	785人	794人	811人	827人	836人
全職員数	2,635人	2,616人	2,606人	2,596人	2,586人

資料：前橋の市政概要（平成28～令和2年度）

図表4 市管理職の女性比率の推移

年度	実績値（4月1日現在）				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
係長相当職以上（副主幹以上）の女性職員の割合	22.6%	23.4%	25.1%	26.7%	27.6%
係長相当職以上（副主幹以上）の女性職員の人数	184人	191人	208人	221人	235人
係長相当職以上（副主幹以上）の職員数	815人	816人	828人	829人	851人

資料：職員課

## 取組方針と具体的施策

◇市の審議会等意思決定の場への女性の積極的な登用と、それを実現するための環境づくりを進めます。

◇市職員の男女共同参画への意識を高め、管理職への女性の登用を促進します。

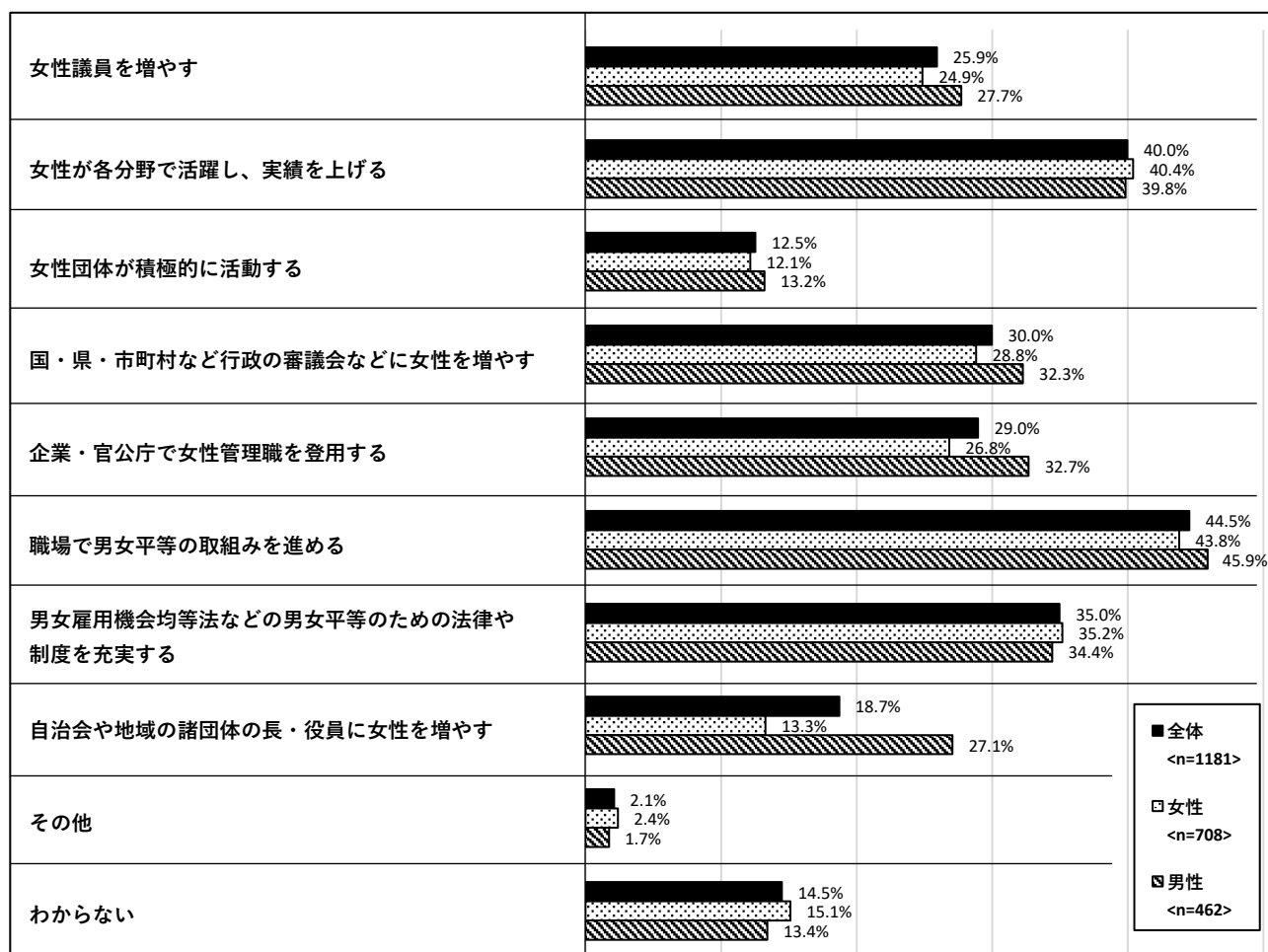
	具体的施策	内容	指標	実績値 R2年度	目標値 R8年度	担当
1	審議会等への女性の登用促進	市の審議会等へ女性委員を積極的に登用する働きかけを行います。	審議会等における女性委員の割合	25.3%	40%以上 60%以下	行政管理課
2	市における女性管理職の登用促進	市職員には、積極的に副主幹への登用を希望するよう周知します。 学校においては、管理職適任者へ積極的に選考考査を受検するよう周知します。	①係長相当職以上（副主幹以上）の女性職員の割合 ②課長相当職以上（副参事以上）の女性職員の割合	①27.6% ②10.1%	①35%以上 ②13%以上	職員課
			市立小・中・特支・高・幼における女性管理職の割合	校長 16.7% 教頭 25.0%	校長 20.0% 教頭 27.0%	学校教育課

## 施策の方向性(2) 女性リーダーの発掘・育成・活用

### 現状と課題

■市民意識調査では、「方針決定への女性の参画を進めるために大切なこと」の第1位は「職場で男女平等の取組みを進める」(44.5%)、次いで「女性が各分野で活躍し、実績を上げる」(40.0%)でした。女性が実績を上げるためにも、女性が活躍しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

図表5 女性の社会参画で大切なこと



資料：市民意識調査（令和2年度）

### 取組方針と具体的施策

◇リーダーとなる女性が育成される環境づくりを推進します。

	具体的施策	内容	指標	実績値 R2年度	目標値 R8年度	担当
3	女性の人材育成と参画拡大に向けた情報提供	女性の参加意欲の向上を図るための意識啓発を行い、女性リーダーの活躍の場を提供します。	情報提供回数	4回	5回	男女共同参画センター

## 重点テーマ 2 男女が生き生きと働ける環境の向上

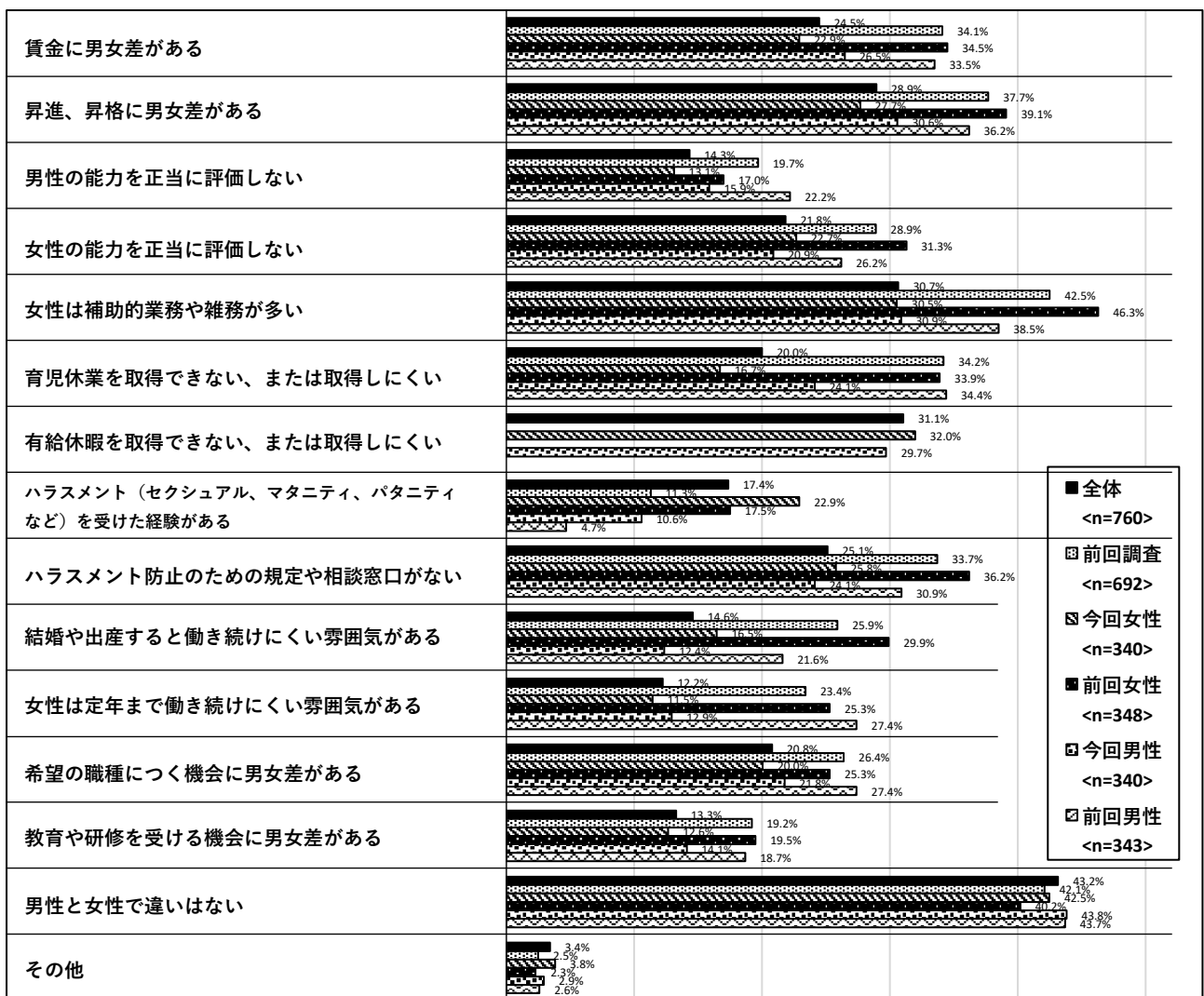
### 施策の方向性 (3) 職場における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

■ 市民意識調査では、「職場」で男女が平等であるとの回答は 24.0%にとどまり、「男性優遇」が 56.0%と半数を超え、職場においては男性優遇の意識が根強いことがわかりました。

どのようなところに男女の差があるかを質問したところ、「男性と女性で違いはない」が 43.2%と最多でしたが、前回調査からは 1.1 ポイント下がりました。(図表6)。性別で見ると、女性が上回る項目は「ハラスメント(セクシュアル、マタニティ、パタニティなど)を受けた経験がある」で、男性より 12.3 ポイント多くなっています。また、男性が上回るのは「育児休業を取得できない。または取得しにくい」で、女性より 7.4 ポイント多くなっており、職場での課題を表しています。

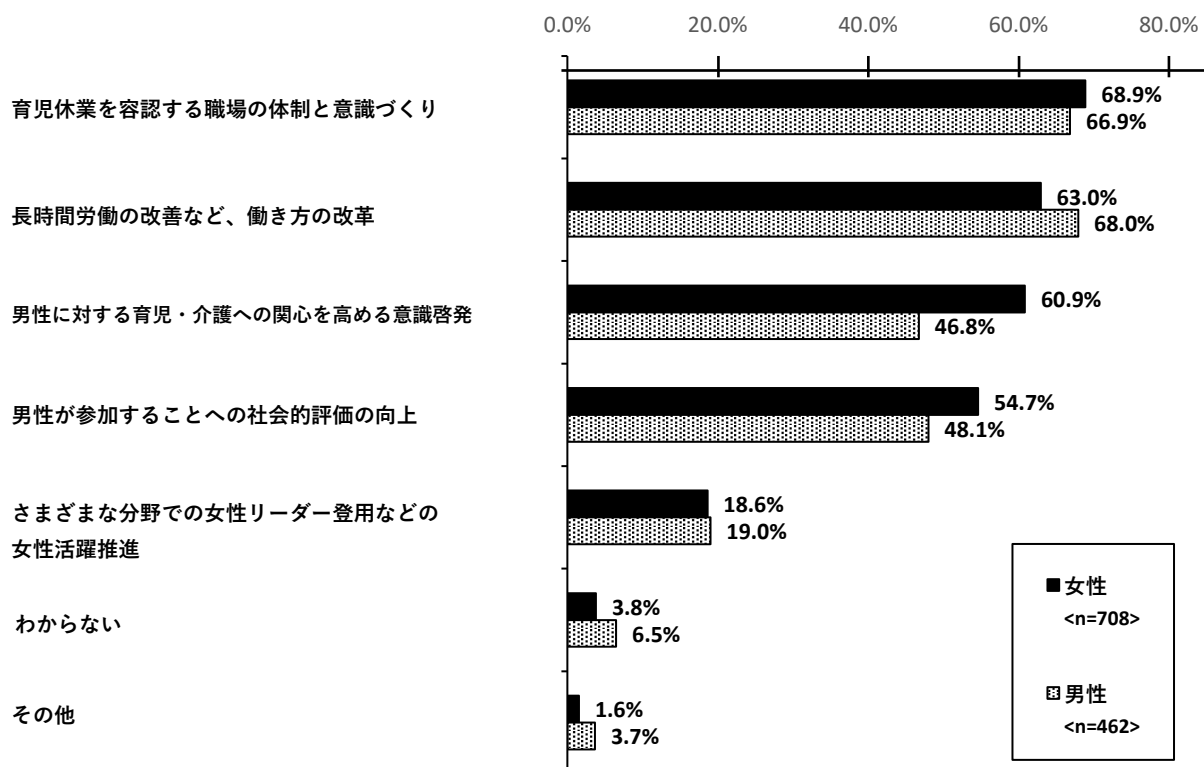
図表6 職場での男女差について(現在働いている人への質問)



資料：市民意識調査(令和2年度)

■市民意識調査では、男性の育児休業・介護休業の取得について、女性、男性ともに「賛成」が最も高く、「どちらかといえば賛成」を合わせると8割を超えます。男性の育児・介護への参画に必要なことについて、女性は「育児休業を容認する職場の体制と意識づくり」の68.9%が最も高く、次いで「長時間労働の改善など、働き方の改革」が63.0%となっています。男性は「長時間労働の改善など、働き方の改革」の68.0%が最も高く、次いで「育児休業を容認する職場の体制と意識づくり」が66.9%となっています。（図表7）

図表7 男性の育児・介護への参画に必要なこと



資料：市民意識調査（令和2年度）

## 取組方針と具体的施策

◇職場における男女共同参画の推進を図ります。

◇様々な分野における男女間の格差やニーズの違いを把握し、市の施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画社会を実現するための視点の浸透を図ります。

	具体的施策	内容	指標	実績値 R2年度	目標値 R8年度	担当
4	公共調達における評価等	市の入札に参加を希望する業者の男女共同参画に対する取組を評価します。	(評価等の)実施	実施	実施	契約監理課
5	男女共同参画の視点に立った職員の配置	市の組織において男女共同参画の視点に立った職員の配置を行います。	個人の能力に応じた職域配置	適材適所の配置を原則に、職域の拡大を推進した	実施	職員課

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
6	職員研修の実施	市職員への男女共同参画に関する研修を行います。	職員研修の実施回数	4 回	2回以上	職員課
		男女共同参画に関する意識向上のため、市職員を対象に研修を行います。	職員研修の実施回数	2 回	3 回	男女共同参画センター
7	男性の育児参加のための休暇の取得促進	各種制度の周知を図り、男性職員の育児参加のための休暇の取得を促進します。	休暇の取得率	31.2%	90%	職員課
8	各種ハラスメントの防止に向けた周知・啓発	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント、SOGI・ハラスメントなどの各種ハラスメント防止について周知を図るとともに、相談窓口の案内・周知を行います。	各種ハラスメント防止に向けた情報提供回数	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた情報提供と相談窓口の周知回数 13回	15 回	男女共同参画センター

※No.6「職員研修の実施」の上段は、職員課が担当する階層別職員研修等の中に男女共同参画の講義を設けるもの。下段は、男女共同参画センター主催により、各所属に職員受講を呼びかけ、社会情勢に応じたテーマで男女共同参画に関する職員研修を開催するものです。

「マタニティ・ハラスメント」

妊娠・出産・育児休業等を理由として嫌がらせをされることなどを指す。事業主による不利益取扱いは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法において既に禁止されている。

「パタニティ・ハラスメント」

育児参加を希望する男性へのハラスメント。育児のために休暇や時短勤務の取得を希望する男性社員に対して、職場の上司や同僚がその制度を受けるのを妨害するようないやがらせ行為や育児のために休暇や時短勤務を希望する男性社員に対してのいやがらせ行為のことを指す。

「SOGI・ハラスメント」

SOGIとは、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字を取った用語。

性的指向は、恋愛・性愛の対象がどのような性に向いているか、あるいは向いていないかを示し、性自認は、自分の性別をどのように認識しているのかを示す。このような、性的指向、性自認に関して行われる嫌がらせや差別的言動等をSOGI・ハラスメントという。



## 施策の方向性（４） 職場における活躍のための支援

### 現状と課題

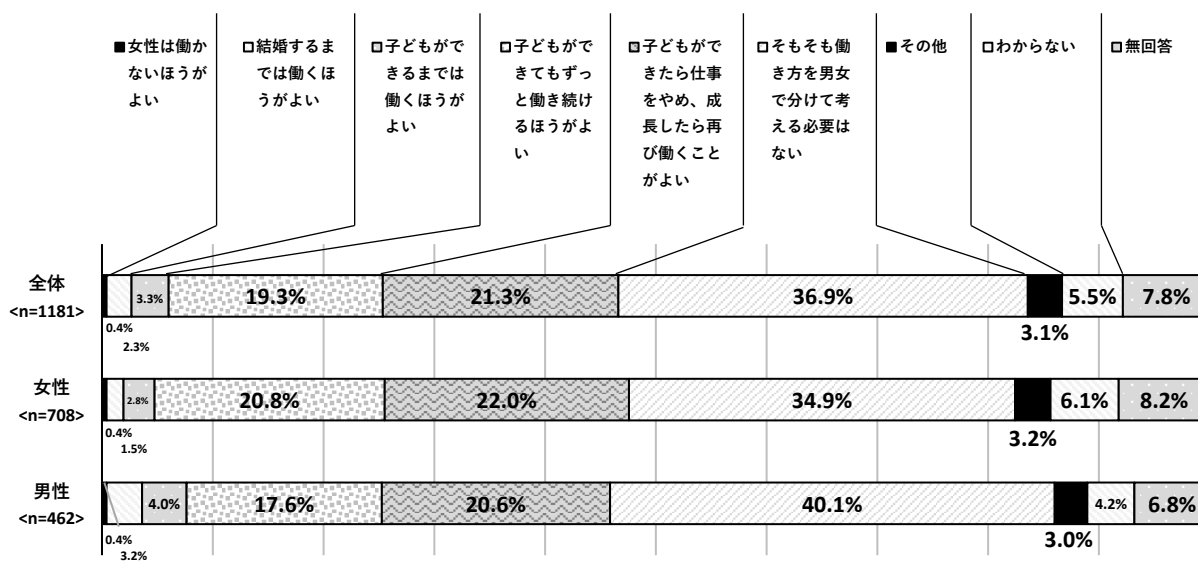
■本市の女性の労働力率について、近年 20 歳代後半以降の女性の労働力率は増加しており、M字の底が浅くなっています。また、有配偶女性の労働力率を同様に比べると、全体に労働力率が増加しました。

一般的に女性が職業を持つことについて、市民意識調査では「そもそも働き方を男女で分けて考える必要はない」との回答が最も多くなっており、次いで「子どもができれば仕事をやめ、成長したら再び働くことがよい」となっています。「子どもができてずっと働き続けるほうがよい」は女性が男性を上回ります。（図表 8）

人口減少時代に入り、社会経済的にみても労働力確保が求められ、女性の就業継続、再就職や起業が実現できる環境整備が必要となっています。

平成 27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体及び事業主の責務が明らかにされるとともに、女性の職業生活に関する機会の積極的な提供などが求められています。

図表 8 女性が働くことについて



資料：市民意識調査（令和 2 年度）

### 取組方針と具体的施策

◇職業能力の開発・向上に主体的に取り組むことができるよう、各種講座の開催や情報提供等を行うとともに、起業や再就職をはじめ、新たな分野やさらなる活躍に向けたチャレンジを支援します。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
9	再就職支援	就労に必要な知識や技能を取得するためにパソコン講座等を開催します。	ジョブセンターまえばしの就職決定者数	462 人	600 人	産業政策課
10	女性活躍を推進するための支援	国の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）を受け、「まえばし女性活躍推進計画」を策定し、産業振興に係る取り組みと併せて女性の活躍推進の取り組みを行います。	女性活躍推進のためのセミナー等の開催回数	1 回	3 回	産業政策課
11	仕事と家庭の両立のための環境整備	育児・介護をしながらでも就業できるような支援や、ワーク・ライフ・バランスの推進により、女性を含めたすべての人が働きやすい環境を整備していきます。	両立支援のための情報提供回数	1 回	5 回	産業政策課

## 施策の方向性(5) 農業・観光分野への男女共同参画の推進

### 現状と課題

■国の農林水産業を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る「6次産業化」を推進することが必要であるといわれています。そのためには、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農林水産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げ、地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠であり、さらなる女性の参画推進が望まれています。

農林水産業や商工業等で自営業に従事する女性が実質的な担い手として十分に評価されるよう、就業条件の整備や男女のパートナーシップの確立について働きかけていくことはもちろんのこと、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図ることが必要です。

■本市は、赤城山の自然や歴史・文化など地域固有の魅力ある観光資源を有し、また、全国有数の豚肉産出地でもあります。観光関係の業者等が設立した「ようこそまえばしを進める会」を中心に「TONTONのまちまえばし」が進められ、市としてもその活動を支援していますが、今後は女性の積極的な参加が一層求められます。

### 取組方針と具体的施策

◇農業に従事する女性や観光分野に関わる女性が、やりがいをもって能力と個性を発揮できる環境を整えます。

	具体的施策	内容	指標	実績値 R2年度	目標値 R8年度	担当
12	家族経営協定の促進	農業に従事する女性の地位向上や世帯員各個人の意欲増進を図るために家族経営協定の促進を図ります。	家族経営協定締結割合	28.6% 363戸	33.5% 425戸	農業委員会事務局
13	農村女性活動の活性化支援	女性農業団体との意見交換会や積極的な情報発信を行うなど、女性団体のネットワーク化について支援していきます。	意見交換会等の回数	3回	6回	農政課
14	農業起業家への支援	女性の社会参画に向けた啓発や農林水産物の加工等による起業について支援を行います。	販売促進イベントや研修会、補助事業等での女性の参画機会提供数	5回	10回	農政課
15	観光分野における男女共同参画	新しい観光都市としての前橋づくりに取り組み、観光サービスを提供していく「ようこそまえばしを進める会」への女性の参画を促進します。	ワーキンググループの女性の参加率	40.0%	45.0%	観光政策課

## 基本方針Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

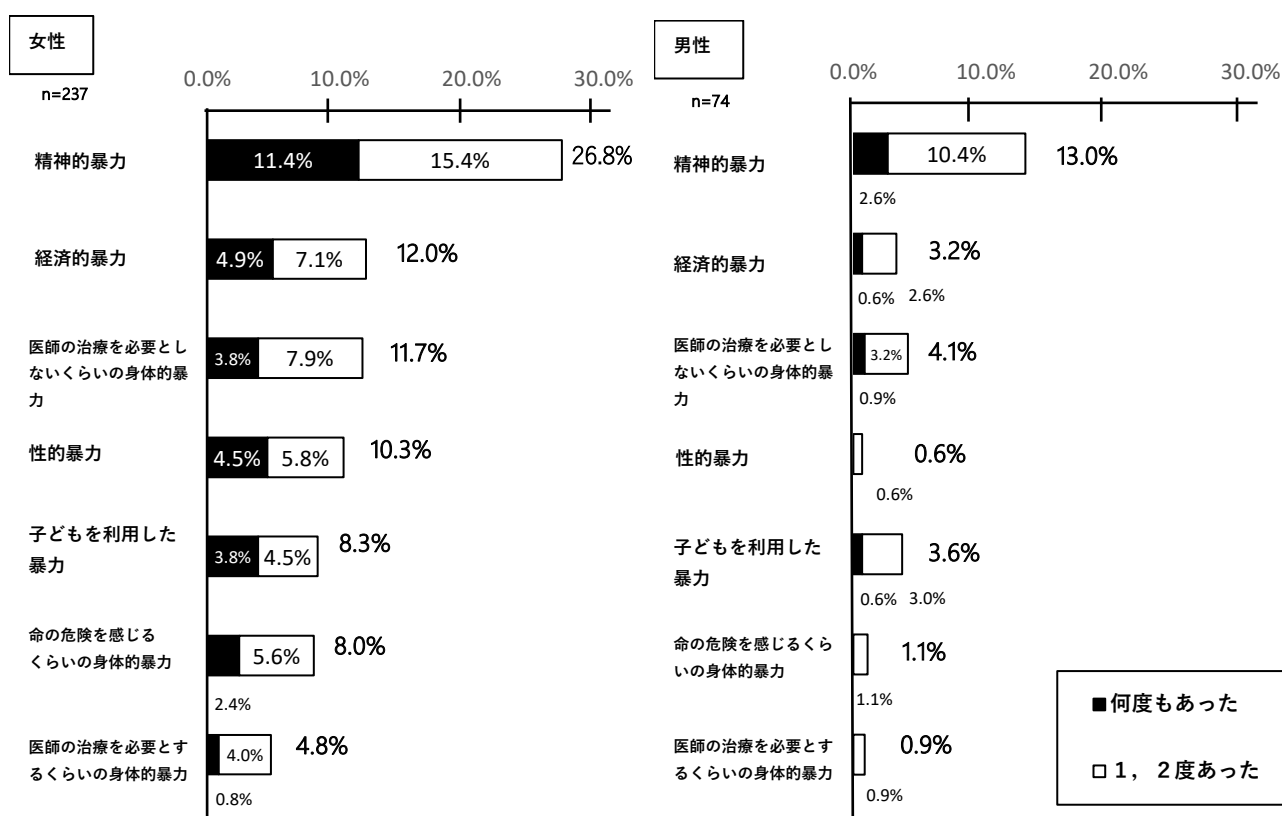
### 重点テーマ 3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

#### 施策の方向性(6) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援 (前橋市DV防止基本計画)

##### 現状と課題

■市民意識調査の結果、配偶者や交際相手などからの暴力被害の経験について、「命の危険を感じるくらいの身体的暴力(なぐる、けるなど)」を受けたことがあると回答した女性の割合は、8.0%でした。また、すべての項目で、男性より女性の被害経験の割合が多く(図表9)、配偶者や交際相手などからの暴力は女性の被害が圧倒的に多いことがわかります。

図表9 配偶者や交際相手などからの暴力被害の経験



資料：市民意識調査(令和2年)

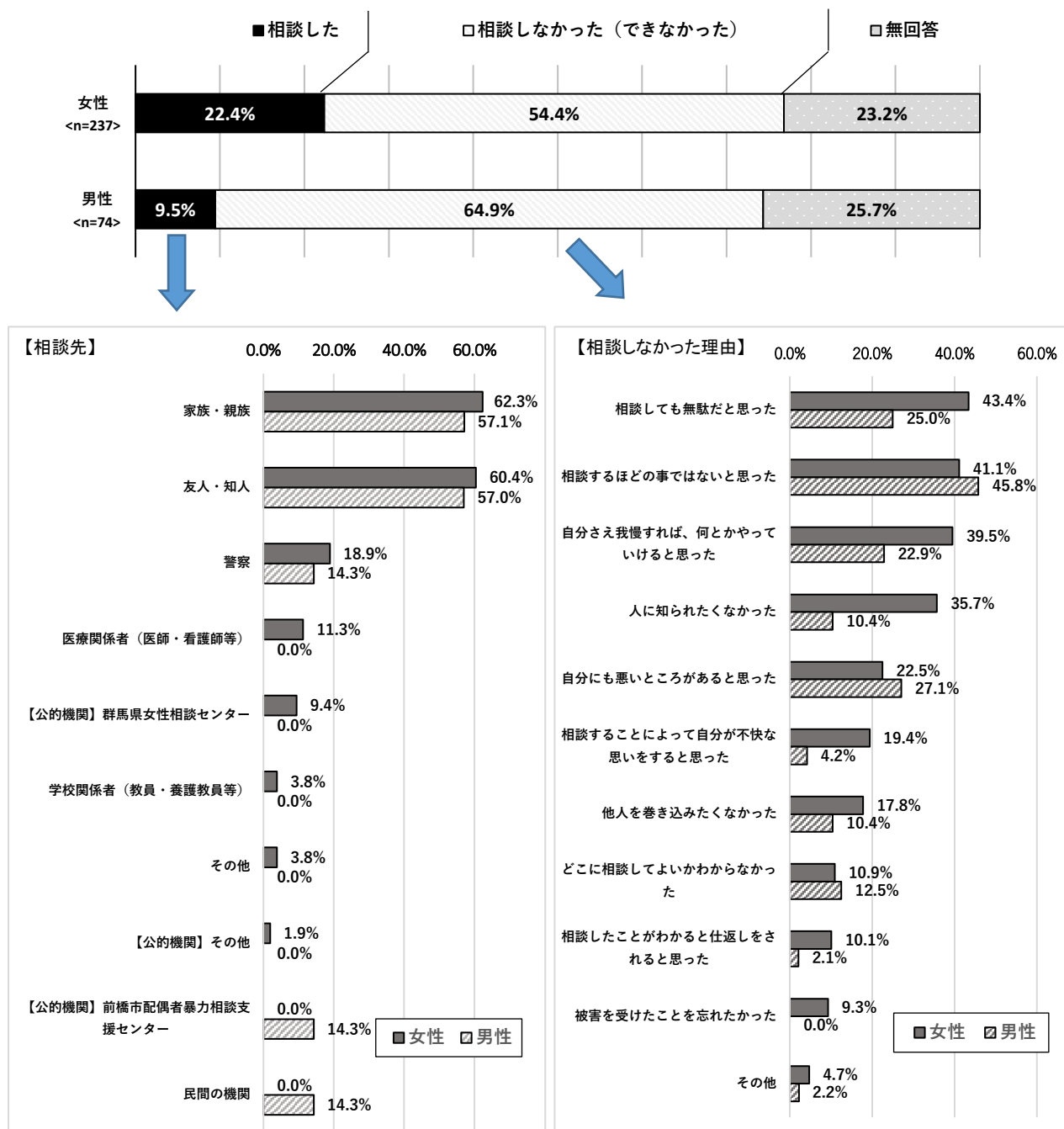
■暴力を受けた時の相談については、「相談した」が女性 22.4%、男性 9.5%にとどまり、多くの人が被害にあっても相談しておらず、相談先は「家族・親族」や「友人・知人」が圧倒的に多くなっています。相談先は「警察」「学校」「公的機関」と続きますが、公的機関に相談する人は少ないことがわかります。相談しなかった理由について、「相談しても無駄だと

思ったから」「相談するほどのことではないと思ったから」「自分さえ我慢すれば、何とかや  
っていけると思ったから」という回答が多くなっています（図表 10）。

このように被害者が相談しないのは、配偶者や交際相手などからの暴力が重大な人権侵害  
であるという意識が低いことや、被害者の無力感、自己否定感が要因と考えられます。

また、公的機関等へ相談したという回答が少ないことや、相談しなかった理由として「ど  
こに相談してよいかわからなかったから」との回答がみられることから、相談機関について  
のさらなる周知が必要です。

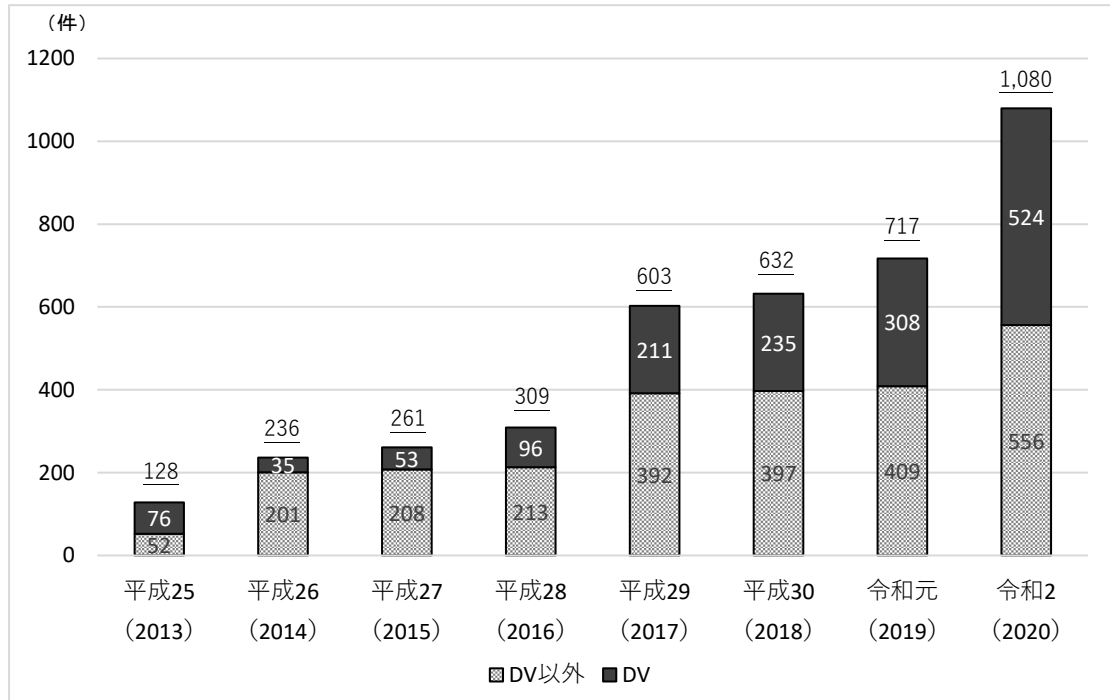
図表 10 暴力を受けた時の相談状況・相談先・相談しなかった理由



資料：市民意識調査（令和2年度）

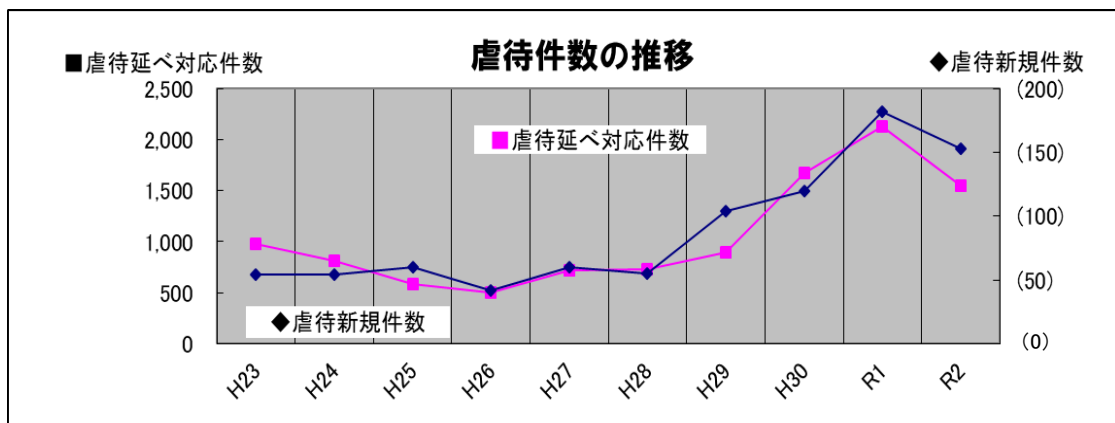
■市では、平成 29（2017）年 4 月 1 日から「前橋市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV に関する相談・支援体制の強化を図っています。相談件数は年々増加し、内容も複雑化しています（図表 11）。近年、DV と児童虐待との関連性も強く指摘されており、関係機関と連携した対策が求められます。

図表 11 相談件数の推移



資料：男女共同参画センター

図表 12 児童虐待件数の推移



資料：子育て支援課

## 取組方針と具体的施策

◇配偶者等からの暴力防止に向けて、情報提供、教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援など総合的な支援に取り組んでいきます。

	具体的施策	内容	指標	実績値 R2年度	目標値 R8年度	担当
16	DV相談窓口の周知	DV防止に関する情報提供を行います。	DV相談窓口の周知回数	相談カード配布枚数 2,200枚	14回	男女共同参画センター
17	DV等に関する相談・支援体制の充実	適切な対応が図れる相談体制の充実を図るとともに、相談員の資質の向上に努めます。	相談員研修受講回数	17回	18回	男女共同参画センター
18	DV被害者支援関係機関との連携強化	各分野にわたる関係機関で認識や情報を共有し、適切な支援ができるよう連携体制を強化します。	関係機関の会議での情報共有回数	3回	4回以上	男女共同参画センター
19	デートDV防止対策	デートDV防止に関する情報提供及び防止に向けた働きかけを行います。	デートDVに関する理解度 (受講者アンケート結果)	R2未実施 R1 97%	98%以上	男女共同参画センター
20	DVに関する各種施策と児童虐待防止対策との連携強化	令和元年6月にDV防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、児童虐待防止対策との一層の連携強化を図ります。	児童虐待防止関係部署との情報共有回数	12回	13回以上	男女共同参画センター

## 施策の方向性(7) 女性等に対する暴力の根絶

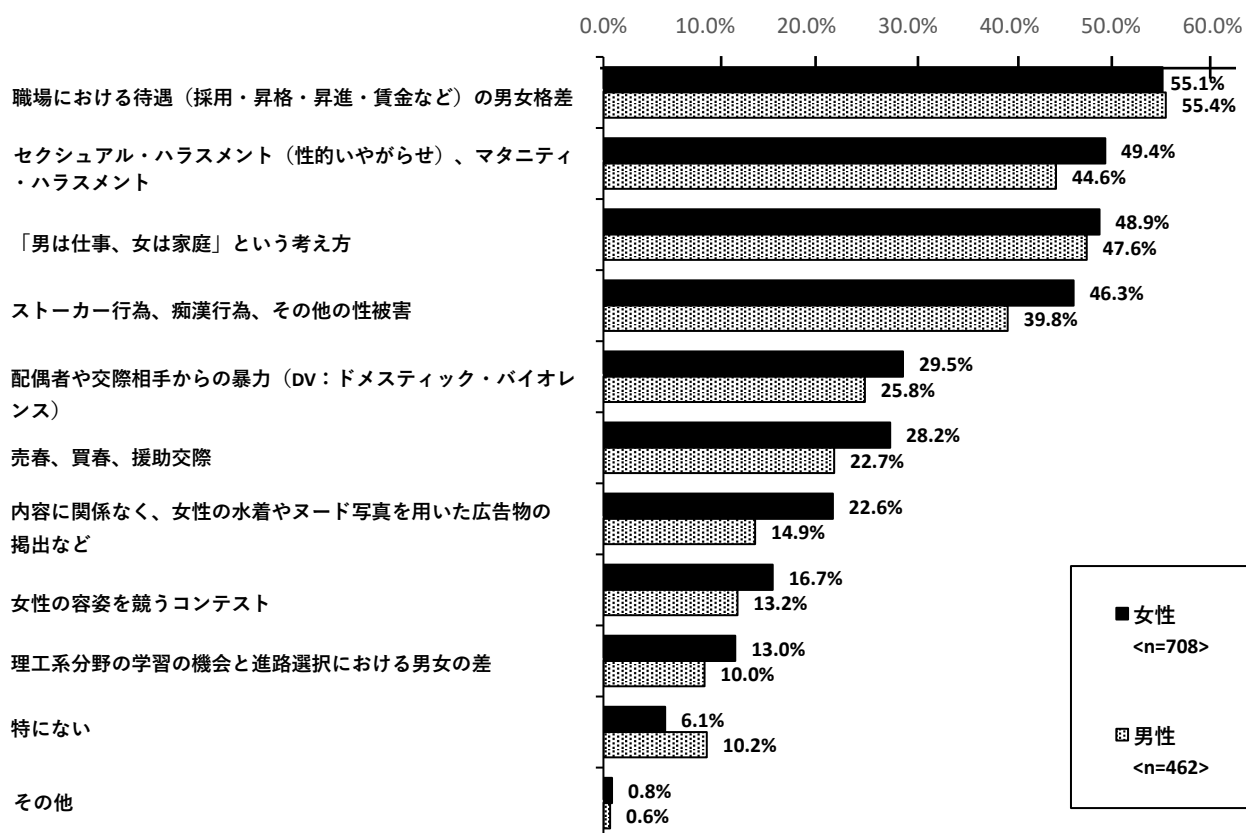
### 現状と課題

■女性等に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、女性等に対する暴力の根絶には、社会における男女間の格差是正や意識改革が欠かせません。

市民意識調査では、女性の人権が尊重されていないと感じることは、男女とも「職場における待遇（採用・昇格・昇進・賃金など）の男女格差」が最も多くなっています。女性に絞って見ると「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、マタニティ・ハラスメント」「男は仕事、女は家庭」という考え方「ストーカー行為、痴漢行為、その他の性被害」の割合が4割を超えています（図表 13）。

全体に、男性より女性のほうが女性の人権が尊重されていないと感じる割合が高く、逆に「特にない」と感じる男性は女性より多くなっており、女性の人権に対する男性の認識が低いことがうかがえます。

図表 13 女性の人権が尊重されていないと感じること



資料：市民意識調査（令和2年）



■群馬県内のストーカーや配偶者からの暴力（DV）の事案認知件数は若干減少しているものの（図表 14）、ストーカーや配偶者からの暴力（DV）被害は引続き深刻な問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。女性等に対するあらゆる暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育を始めとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図ることが必要です。

図表 14 群馬県内のストーカー・配偶者からの暴力(DV)相談件数<参考>

(件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ストーカー	356	326	283	213	278
配偶者からの暴力(DV)	914	881	789	860	882

資料：群馬県警察 群馬県の治安情勢（令和 3 年版）

## 取組方針と具体的な施策

◇女性等に対するあらゆる暴力をなくすための意識づくりや情報提供に取り組みます。

	具体的な施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
21	女性に対する暴力防止の働きかけ	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に集中的に広報紙や HP を通じて周知し、暴力防止に向けた意識づくりに取り組みます。	女性に対する暴力防止の働きかけの回数	4 回	5 回以上	男女共同参画センター
22	性犯罪・性暴力・ストーカー事案等への対策推進	性犯罪・性暴力・ストーカー事案等への対策として相談窓口等の周知啓発に努めます。また、犯罪被害から身を守るための実践的な学習機会を提供します。	護身術講座開催回数	2 回	3 回	男女共同参画センター

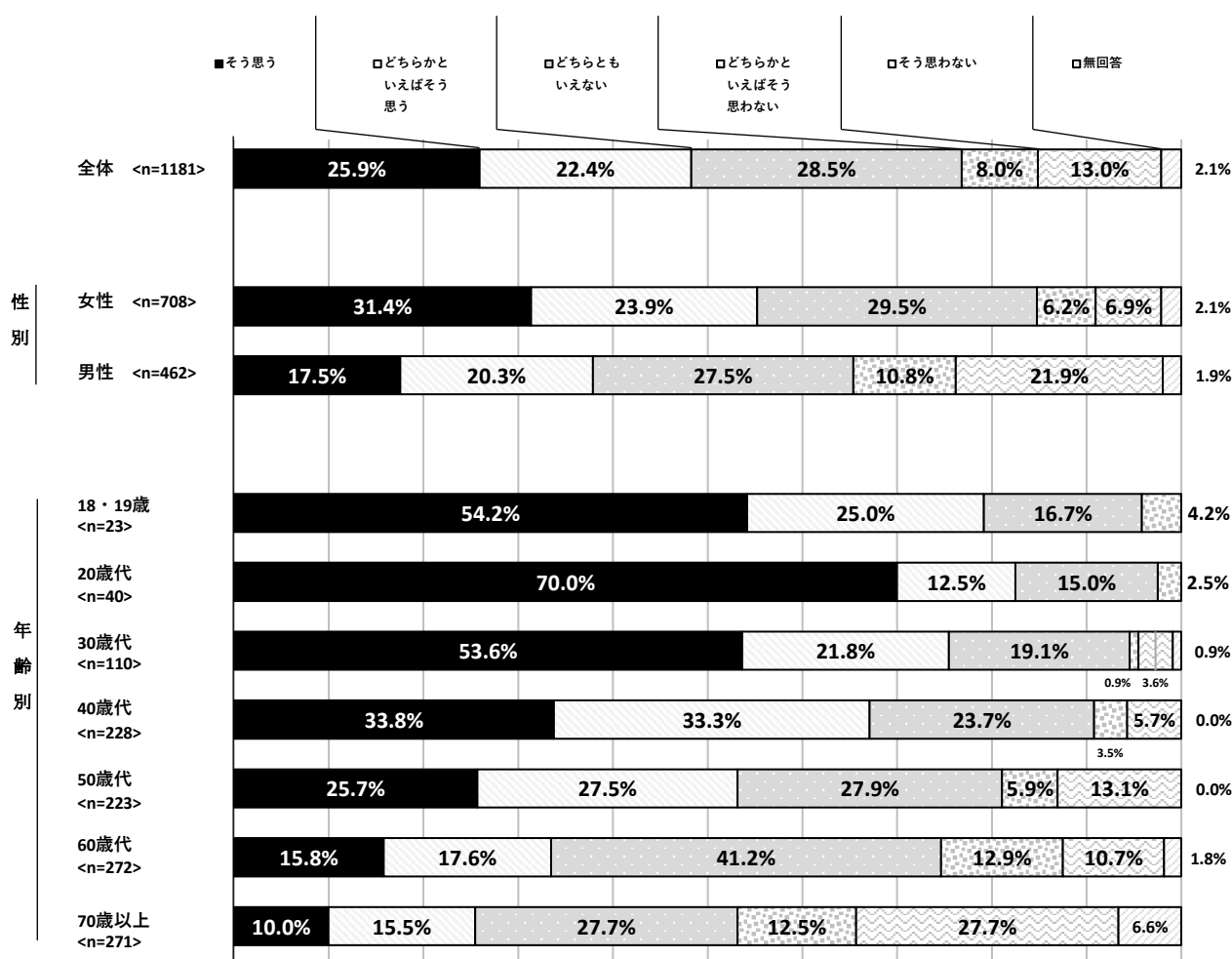
## 重点テーマ 4 人権を尊重し、多様性を認め合う環境づくり

### 施策の方向性(8) 人権と多様性の尊重

#### 現状と課題

- 市民意識調査では、「同性同士の結婚も社会的に認められるべきである」という項目について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は全体で48.3%であり、半数近くの方が認められるべきと考えています。女性のほうが割合が高く（女性55.3%、男性37.8%）、年代別に見ると10～30歳代では7割以上が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えているのに対し、70歳以上では25.5%にとどまっています。
- 近年、LGBTQなどの性的少数者についての社会的認知が進み、性の多様性を認め合い、誰もが生きやすい社会の実現が求められています。本市としても、人権や性の多様性を尊重し、認め合う環境づくりに向けた取組を行っていきます。

図表 15 「同性同士の結婚も社会的に認められるべきである」について



## 取組方針と具体的施策

◇すべての人の人権が尊重されるよう人権教育の普及推進に努めます。

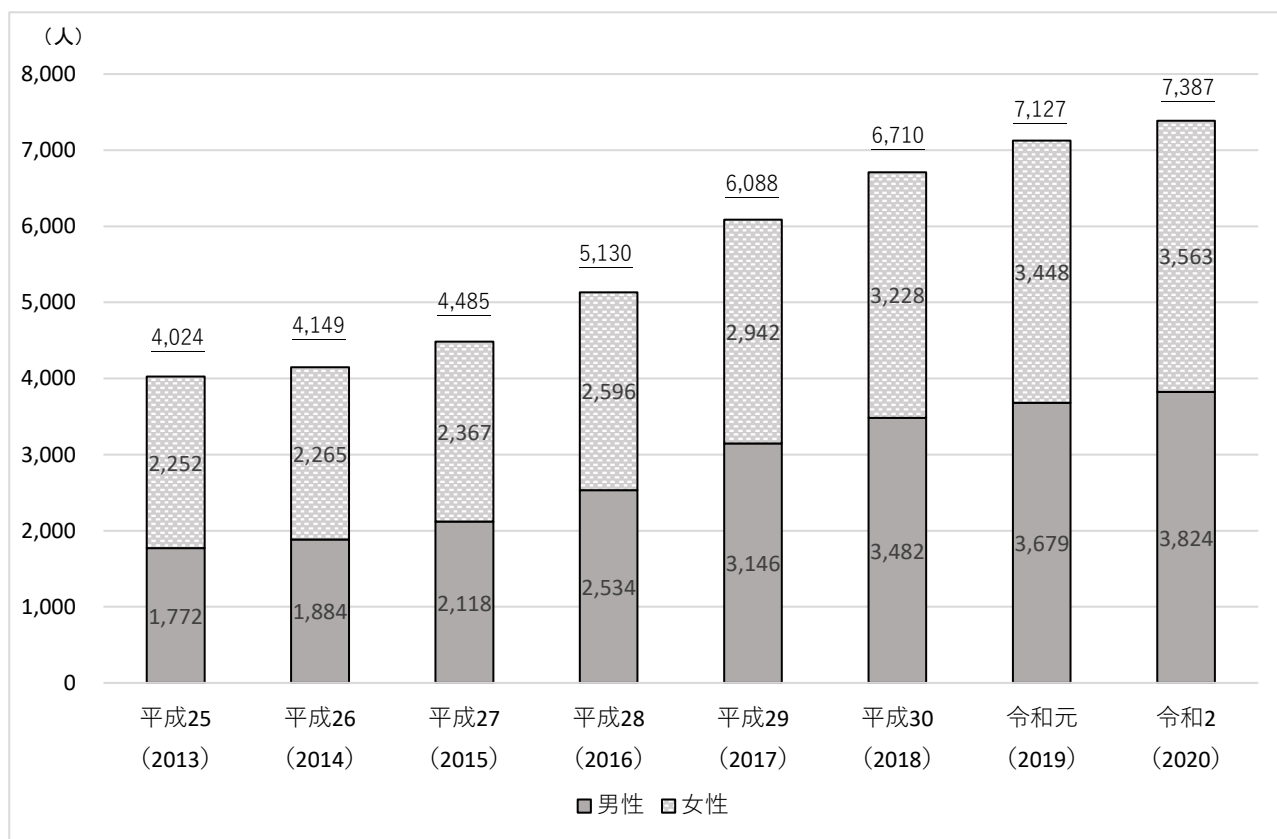
	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
23	人権尊重における 男女共同参画の取組	市の各所管部署において実施する人権教育等において、男女共同参画に関する情報提供を図るとともに、効果的な取組に向けた働きかけを行います。	情報提供回数	1 回	2 回	男女共同参画センター
24	性の多様性の尊重	多様な性についての人権を尊重し、講習会の開催等により情報提供を行い、多様性を認め合うための働きかけを行います。	性の多様性に関する講習会等の内容の理解度（実施時のアンケート結果）	—	80%以上	生活課

## 施策の方向性(9) 多文化共生の促進

### 現状と課題

- 国際化の進展により、本市も外国人が増加してきており、令和元年には7,000人を超え(図表16)、国籍も様々です。こうした人々と互いの文化の違いを理解し、認め合い、共に生きる多文化共生社会を形成していく必要があります。そのために市民の国際意識を高め、各国の人々との交流を通して、市民一人ひとりが異なる文化や価値観への理解を深めるとともに、国際的取組などの情報収集及び提供に努める必要があります。
- 在住外国人が言語や風俗、習慣等の違いから、日常生活で困ることのないよう安心して生活できる環境づくりが求められています。

図表 16 前橋市の外国人の推移



※各年 12 月末時点の人数  
資料：市民課

## 取組方針と具体的施策

◇異文化を理解し、共に生きる多文化共生社会の形成を促進し、国際的な人権意識の向上に努めます。

◇外国人市民が、言葉や生活習慣の壁により生活に支障をきたさないよう支援します。

	具体的施策	内容	指標	実績値 R2年度	目標値 R8年度	担当
25	国際的な視野の醸成	男女共同参画に関する国際的取組などの情報提供を行うとともに、市民が国際的視野を持つことを支援します。	国際理解講座及び各国料理教室の開催回数	7回	10回	文化国際課
			国際理解及び国際交流事業実施回数	1回 (117人)	5回	生涯学習課
26	在住外国人支援事業等の実施	外国語による相談、日本語教室の開講、生活情報の提供等を行い、外国籍市民の生活を支援します。	①外国人相談窓口の開設回数 ②日本語教室の参加者数 ③生活情報の提供言語数	①週2回 ②128人 ③6か国語	①週2回 ②250人 ③6か国語	文化国際課

## 重点テーマ 5 生涯にわたる健康づくりへの支援

### 施策の方向性(10) ライフステージに応じた健康づくりの推進

#### 現状と課題

- 女性も男性も互いの性を十分に理解し合い、尊重し合って生きていくことは、男女共同参画社会を形成していく上で大切なことです。特に、女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっていることから、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。  
一方、市民意識調査の結果では、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の認知度は10%にも届かず、低い水準となっています。
- 全国的にみても子宮頸がんや乳がんの検診受診率は低く、本市においても他のがん検診に比べ、これらの受診率は低率です（図表17）。
- 母子保健サービスの向上や医療の進歩により、わが国の周産期死亡率等は減少を続けています。一方で、低体重児出産が問題となっています。低体重児の要因として、多胎妊娠、妊娠前の母親のやせ、低栄養、妊娠中の体重増加抑制、喫煙等の因子が報告されております。これらのことを踏まえて、女性の心と体の健康づくりを年代に応じて総合的に支援していくことが求められます。

図表 17 がん検診の受診率の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
子宮頸がん	15.2%	15.5%	12.4%
乳がん	16.6%	17.1%	13.3%
胃がん	17.2%	17.0%	13.2%
大腸がん	20.4%	20.4%	16.8%
肺がん	23.4%	23.6%	19.3%
前立腺がん	22.9%	22.8%	18.9%

※対象者は市内に居住する40歳以上の人。ただし子宮頸がん検診にあっては20歳以上の女性、乳がん（甲状腺）検診にあっては40歳以上の女性、前立腺がん検診にあっては50歳以上の男性

資料：前橋の市政概要（令和元～3年度）

#### 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、1994年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念。性と生殖に関する健康・生命の安全を、女性のライフサイクルを通して権利としてとらえる概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。

#### 「リプロダクティブ・ヘルス」

性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。

#### 「リプロダクティブ・ライツ」

自分の身体に関することを自分自身で選択し、決められる権利のこと。「私のからだは私のもの」「産む・産まないは女性の自己決定」という言葉は、当事者である女性自らが自己決定することを表している。

## 取組方針と具体的施策

◇ライフステージにより異なる女性特有の健康問題への理解を深めるとともに、思春期保健の充実を図ります。

◇母性機能の重要性を伝えながら、安全・安心な妊娠・出産準備を支援します。

	具体的な施策	内容	指標	実績値 R2年度	目標値 R8年度	担当
27	思春期を中心とした心の教育・性教育の推進	特別活動、保健教育を中心に教育活動全般において心の教育・性教育を推進します。	性に対する研修会等の開催	0回	1回	教育委員会総務課
28	妊産婦への健康支援の実施	おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業や妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査助成事業を推進するとともに、不妊・不育治療費助成事業を行います。また、産後の支援事業の充実も図ります。	届出時健康相談実施状況	100%	100%	子育て支援課
29	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組	生涯を通じた女性の健康支援のため、子宮頸がん・乳がん検診を行います。	検診受診率の向上 ①子宮頸がん ②乳がん	①24.0% ②28.5%	①30% ②30%	健康増進課
		エイズ・性感染症に関する啓発活動・HIV検査を実施します。	HIV検査の実施数	0%	予約可能数の80%	保健予防課
		性と生殖の健康・権利の考え方について理解を深めるため、情報提供を行います。	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理解促進の働きかけの回数	1回	3回	男女共同参画センター

※No.29「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組」の指標「検診受診率の向上」に使用している数値は、「地域保健報告」（厚生労働省）に報告している数値です。受診率の算定対象年齢を74歳までとして計算しています。

受診率＝（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数」×100

## 重点テーマ 6 防災分野における男女共同参画の推進

### 施策の方向性(11) 防災・災害対応における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

■防災の分野では、東日本大震災や九州北部豪雨のような大規模な地震・風水害等の経験から、避難所運営等の課題が明らかとなり、防災・復興に関する意思決定への女性参画の必要性が指摘されています。男女それぞれが災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮し、男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災や災害に強い社会の実現にとって不可欠です。

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月内閣府)等に基づき、防災・危機管理担当部局と男女共同参画センターが連携し、平常時から備えていくことが大切です。現在、市においても、指定避難所に女性用更衣室や授乳スペースなど女性専用スペースの設置と生理用品などの女性専用品の備蓄が進められていますが、今後さらに地域の自主防災組織などへの女性参画を強力に推進していく必要があります。

図表 18 防災会議に占める女性の割合(令和2年4月1日現在)

〈都道府県防災会議〉

	委員総数(人)		女性割合(%)
		うち女性(人)	
全国	2,932	471	16.1
群馬県	48	6	12.5

〈市町村防災会議〉

	委員総数(人)		女性割合(%)
		うち女性(人)	
前橋市	33	5	15.2

資料：「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラム手引書(内閣府)



## 取組方針と具体的施策

◇男女共同参画の視点に立って防災体制を整備します。

◇平常時から、男女共同参画の視点を取り入れた防災に関する情報提供・啓発を行います。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
30	男女共同参画の視点に立った防災体制の整備	<p>全自治会へ送付する防災訓練意向調査、防災週間等の広報まえばし、自主防災リーダー研修会時に避難所等における女性配慮や男女共同参画の視点に立った取り組みや自主防災活動への女性参加を促す情報を掲載し、自主防災活動への女性の参画を促します。</p>	自主防災活動への女性の参画を促す情報の提供	1回	3回	防災危機管理課
		<p>各種イベントにてPRブースを出展し、入団促進を図ります。</p> <p>全国女性消防団員活性化大会への参加を促し、研修及び意見交換を行います。</p> <p>市内大学と連携し、学生女性消防団員の入団促進を図ります。</p> <p>本市消防団の公式SNSを活用し、在籍している女性消防団員を取り上げてPR活動を行い、女性の入団促進を図っていきます。</p>	女性消防団員数	19人	25人	消防局（総務課）
31	男女共同参画の視点による防災・災害対応の情報提供	男女共同参画の視点に立った防災・災害対応について情報提供を行います。	男女共同参画の視点に立った防災・災害対応に関する情報提供	2回	3回	男女共同参画センター

## 基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

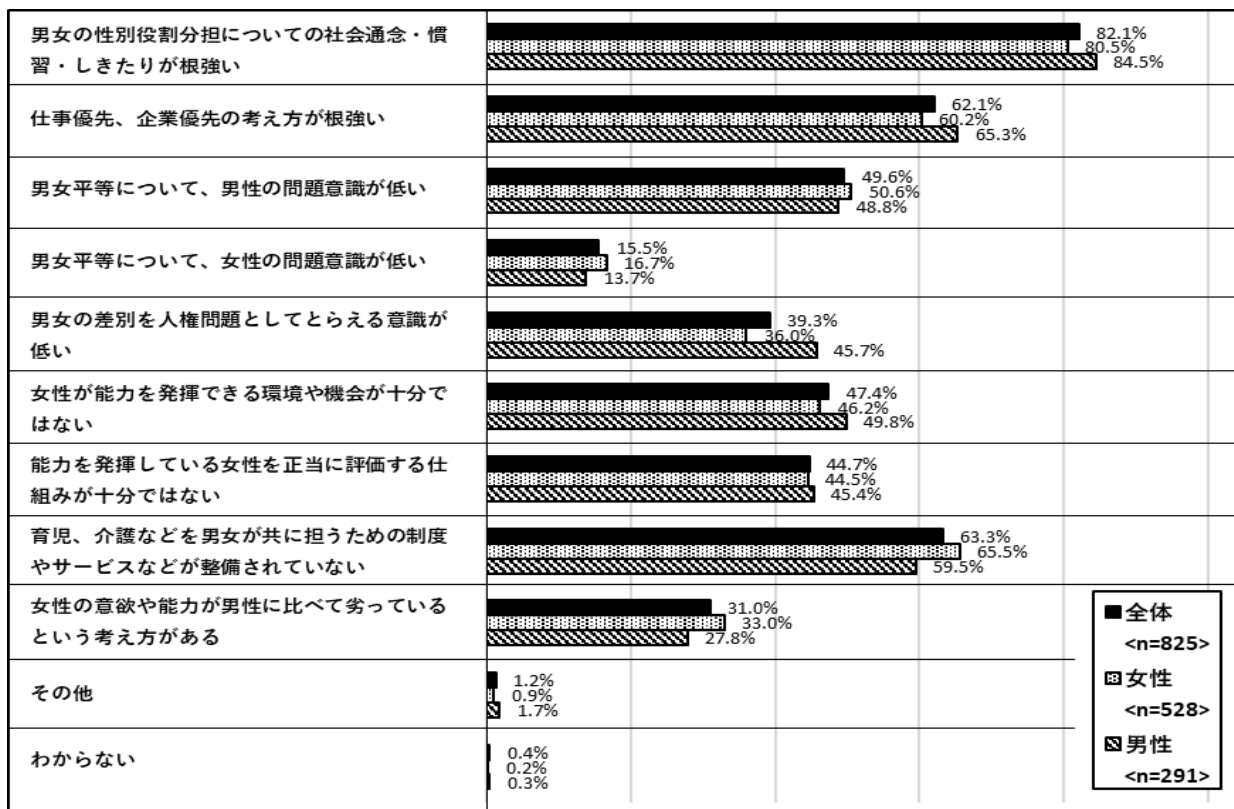
### 重点テーマ 7 固定的な性別役割分担意識の解消

#### 施策の方向性(12) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた働きかけ

##### 現状と課題

- 市民意識調査の結果から、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を肯定する意識が依然として根強く残っており、特に男性で根強いことがうかがえます。男性に対する働きかけを工夫し、「男女共同参画は、個人に特定の生き方を押しつけるものではなく、女性のみならず男性についても生き方の幅を広げるものである」ということを理解できるようにすることが大切です。
- 社会全体で男性が優遇されていると感じている市民は 69.9%にのぼりますが、社会で男性が優遇されている原因として、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」が女性 80.5%、男性 84.5%と男女ともに第1位にあがりました（図表 19）。社会通念・慣習・しきたりなどで「男性優遇」とする市民は、前回調査より増え、男女とも 70%を超えています。家庭生活や職場と比べても男性優遇感が強い分野といえます。

図表 19 社会で男性が優遇されている原因



資料：市民意識調査（令和2年）

なお、社会で男性が優遇されている原因について、男性の第2位は「仕事優先、企業優先の考え方が根強い」（女性 60.2%，男性 65.3%）となっていることから、市民や事業者に対し、固定的な性別役割分業や企業中心の考え方を見直す機会を提供するなど、働きかけを行う必要があります。

## 取組方針と具体的施策

- ◇男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、効果的な情報提供に取り組みます。
- ◇性別に基づく固定観念にとらわれない表現を、市が率先して普及に努めます。

	具体的施策	内容	指標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担当
32	情報誌・リーフレット等による情報提供	今日的テーマを捉えながら、男女共同参画に関する情報提供を行います。	①情報誌「新樹」の発行部数 ②「新樹」を活用した情報提供回数	①149,500部 ②1回	①3,000部 ②5回	男女共同参画センター
33	男女共同参画週間行事の実施	公共施設でのパネル展示や広報紙・ホームページ等に記事を掲載し、集中的に情報提供を行います。また、アンケートを実施し、市民の男女共同参画に関する意識を把握します。	「男女共同参画社会」という用語に対する市民の認知度	48.9% (R2 市民意識調査結果)	70%	男女共同参画センター
34	市の刊行物における表現の配慮	市から情報発信する広報紙や刊行物等での言葉やイラスト・写真などの表現について、男女共同参画の視点に配慮します。	各課広報連絡員周知回数	1回	1回	秘書広報課
			男女共同参画に関する表現の周知回数	2回	3回	男女共同参画センター
35	男女共同参画に関するセミナー等の実施	男女共同参画に対する市民の関心と理解を高めるため、セミナー等の開催により、学習機会の場を提供します。	セミナーの満足度（受講後アンケートを実施し、「大変よかった」「よかった」の合計）	セミナー受講者数 84人	90%	男女共同参画センター
36	ジェンダー平等の推進に関する啓発及び情報発信	ジェンダーに関する出前講座等により、市民に学習機会を提供します。 また、男女共同参画に関する意識やニーズを把握するため、市民意識調査を行います。	受講者アンケート満足度	ジェンダーに関する出前講座開催回数 1回	100%	男女共同参画センター

※No.32「情報誌・リーフレット等による情報提供」の指標となっている情報誌「新樹」は、令和3年度から市広報への折込み廃止により発行部数が減少しましたが、広報への記事掲載等のため、情報提供回数は増えています。

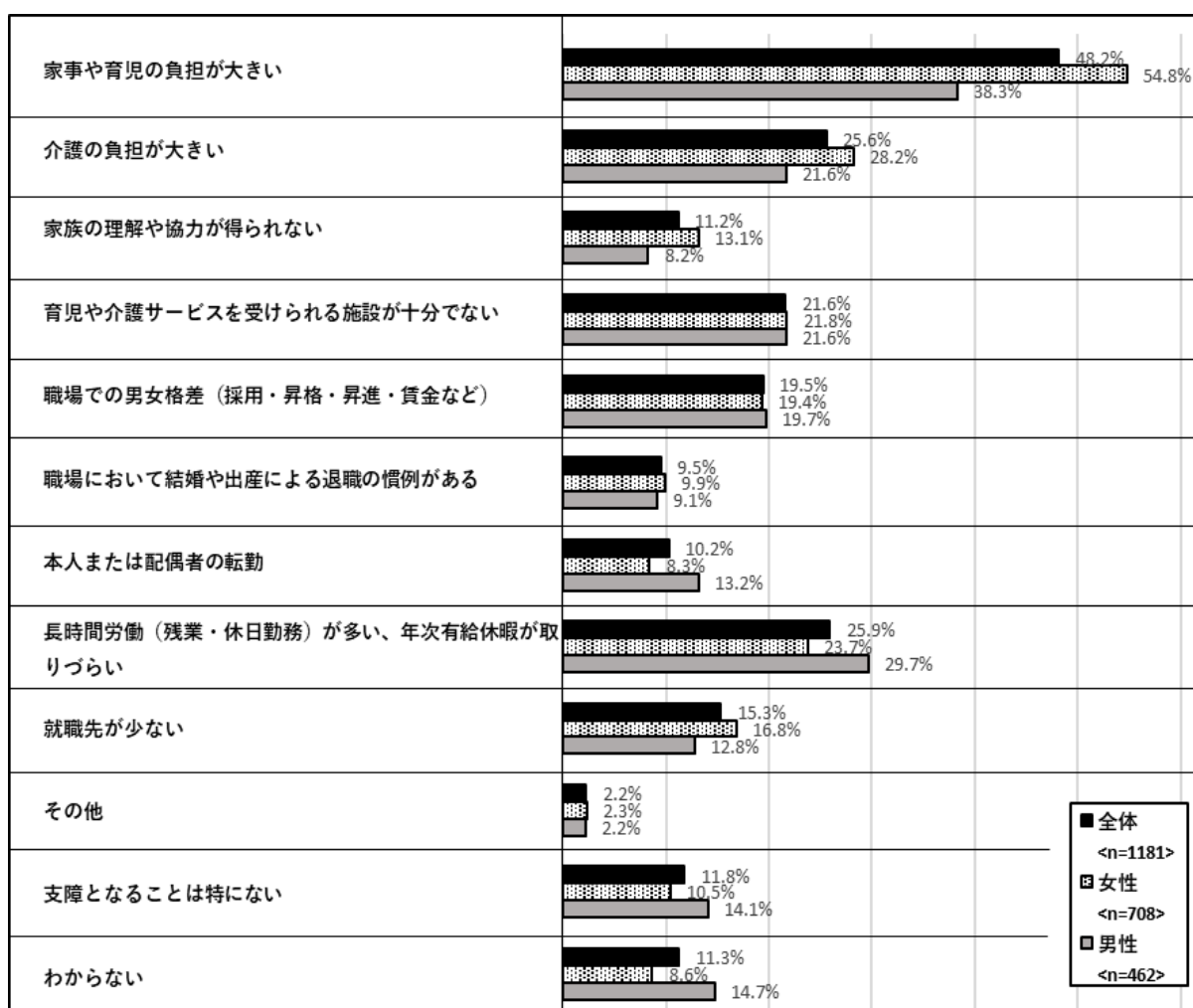
## 重点テーマ 8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援

### 施策の方向性(13) 子育て家庭への支援

#### 現状と課題

■働く上での支障について、「家事や育児の負担が大きい」48.2%(女性 54.8%、男性 38.3%)の項目が男女とも最も高くなっています。女性については、「介護の負担が大きい」が 28.2%と続き、家事・育児・介護の負担が女性に偏っている様子がうかがえます。(図表 20)

図表 20 男女が働く上で支障となること



資料：市民意識調査(令和2年)

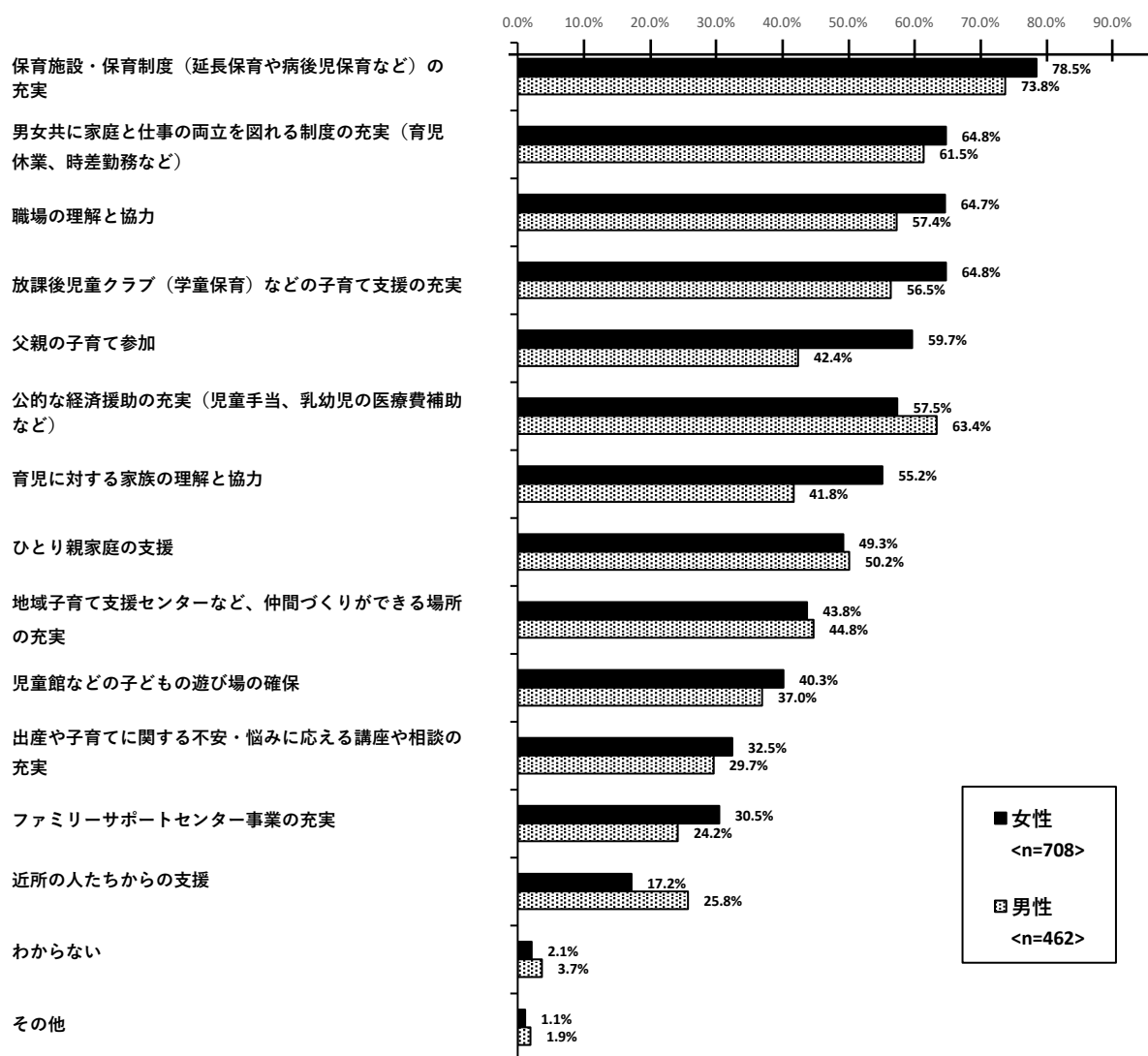
■平日における家事・育児・介護の時間をみると、男性は「1時間20分」、女性は「4時間02分」で、夫婦の就業形態別でも、男性は「共働き」「準共働き」「非共働き」で差がありません(図表 21)。家事・育児・介護に費やす時間は女性が男性の約4倍にのぼり、特に末子が就学前の場合はその差が顕著です。家庭生活での男女の仕事の分担は進んでいない状況です。男性の労働時間、とりわけ子育て世代の男性の労働時間が多いことが家庭生活の時間に影響を与えていると考えられ、ワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、男性の長時間労働の改善が必要です。

図表 21 共働き状況別家事・育児・介護の平均時間(1日)

		共働き	準共働き	非共働き
全体	2 時間 42 分	3 時間 09 分	3 時間 13 分	3 時間 55 分
女性	4 時間 02 分	4 時間 08 分	4 時間 30 分	5 時間 39 分
男性	1 時間 20 分	1 時間 22 分	1 時間 03 分	1 時間 13 分

■子どもを安心して生み育てる環境整備に必要なことは、「保育施設・保育制度（延長保育や病後児保育など）の充実」が最も多く、次いで「男女共に家庭と仕事との両立を図れる制度の充実（育児休業、時差勤務など）」、「職場の理解と協力」が続いています。なお、女性では「放課後児童クラブ（学童保育）などの子育て支援の充実」「父親の子育て参加」が続いています（図表 22）。男女が共に子育てと仕事を両立できるよう、保育サービス等子育て環境の充実を図ることと、男性の育児参加を後押しする取組が求められています。

図表 22 子どもを安心して生み育てる環境に必要なこと



資料：市民意識調査（令和2年度）

■新型コロナウイルス感染症の拡大により雇用環境が悪化しており、非正規雇用従事者の多い女性  
 がその影響を受け、母子家庭が貧困に陥りやすい状況にあります。

女性が置かれている状況やその背景にある課題への理解を広めながら、男女共同参画の視点に立  
 って支援の充実を図るとともに、相談窓口の周知や情報提供などを通じて、ひとり親家庭などが  
 安心して生活できる環境づくりが求められています。

## 取組方針と具体的施策

◇安心して子どもを育てられる環境を整えるため、子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

◇男性の子育て参加意識を促し、男女で子育てを担うことができる環境を整備します。

	具体的な施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
37	保育関係者への研 修の充実	人権研修会や人権教育研修 講座を開催し、保育士等の意識 の高揚を図ります。	研修の回数	3 回	6 回	子育て 施設課
38	多様な保育サービ スの提供	保護者の多様なニーズに対 応するため、延長保育事業、一 時保育事業、体調不良児保育、 休日保育事業、病児・病後児保 育事業の充実を図ります。	実施箇所	138	144	子育て 施設課
39	ファミリー・サポ ート・センター事 業の推進	育児の援助を行いたい人と 受けたい人たちが会員となっ て、地域において会員同士が育 児に関する相互援助活動を行 うことを支援します。	①ファミリ ー・サポ ート・センタ ー登録会員数 ②ファミリ ー・サポ ート・センタ ー年間利用者数	①1,756 人 ②5,782 人	①1,511 人 ②5,384 人	子育て 施設課
40	放課後児童クラブ の拡充	大規模児童クラブの分割と 既存公設クラブを拡充します。	放課後児童 クラブ設置 数	78 クラブ	87 クラブ	子育て 施設課
41	ハローベビークラ スの開催	妊娠中に出産や子育てにつ いての知識や育児手技を習得 し、家族でスムーズに育児がで きるようハローベビークラス を開催します。	ハローベビ ークラス家 族等参加率	32.4%	40%	子育て 支援課

	具体的な施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
42	子育て支援の充実及び男性の利用の促進	地域子育て支援拠点事業、乳幼児の育児支援事業、幼児教育センター事業の充実を図ります。 また、父親等男性の利用を促進します。	① 地域子育て支援センター利用者数 ② 元気保育園利用者数 ③ 認定こども園の子育て支援事業(利用者数)	①43,904人 ②1,982人 ③14,978人	①85,463人 ②5,392人 ③39,069人	子育て施設課
			離乳食講習会・ステップアップもぐもぐ教室の家族等参加率	新型コロナウイルス蔓延防止のため参加人数の制限により、家族の参加はなし。 令和元年度参考値約10%	20%	子育て支援課
43	子育て相談体制の充実及び男性の利用の促進	各施設の子育て相談、就学・発達相談体制の充実を図ります。 また、父親等男性の利用を促進します。	家庭児童相談・こども発達支援相談件数	①3,475件 ②1,358件	①2,500件(家庭) ②1,450件(こども発達支援センター)	子育て支援課
			相談対応における合意形成の割合	100%	100%	総合教育プラザ(幼児教育センター)
			教育相談同意できた割合	100%	100%	総合教育プラザ(特別支援教育室)
44	子育て・親子支援講座参加への促進	子育てに関する学びや地域活動への参加を促すため、男性の育児参加の促進も含め、性別に関わりなく、誰もが参加しやすい「子育て・親子支援」をテーマとした講座を開催します。	子育て・親子支援講座開催回数及び延べ参加人数	144回	200回 2,500人	生涯学習課

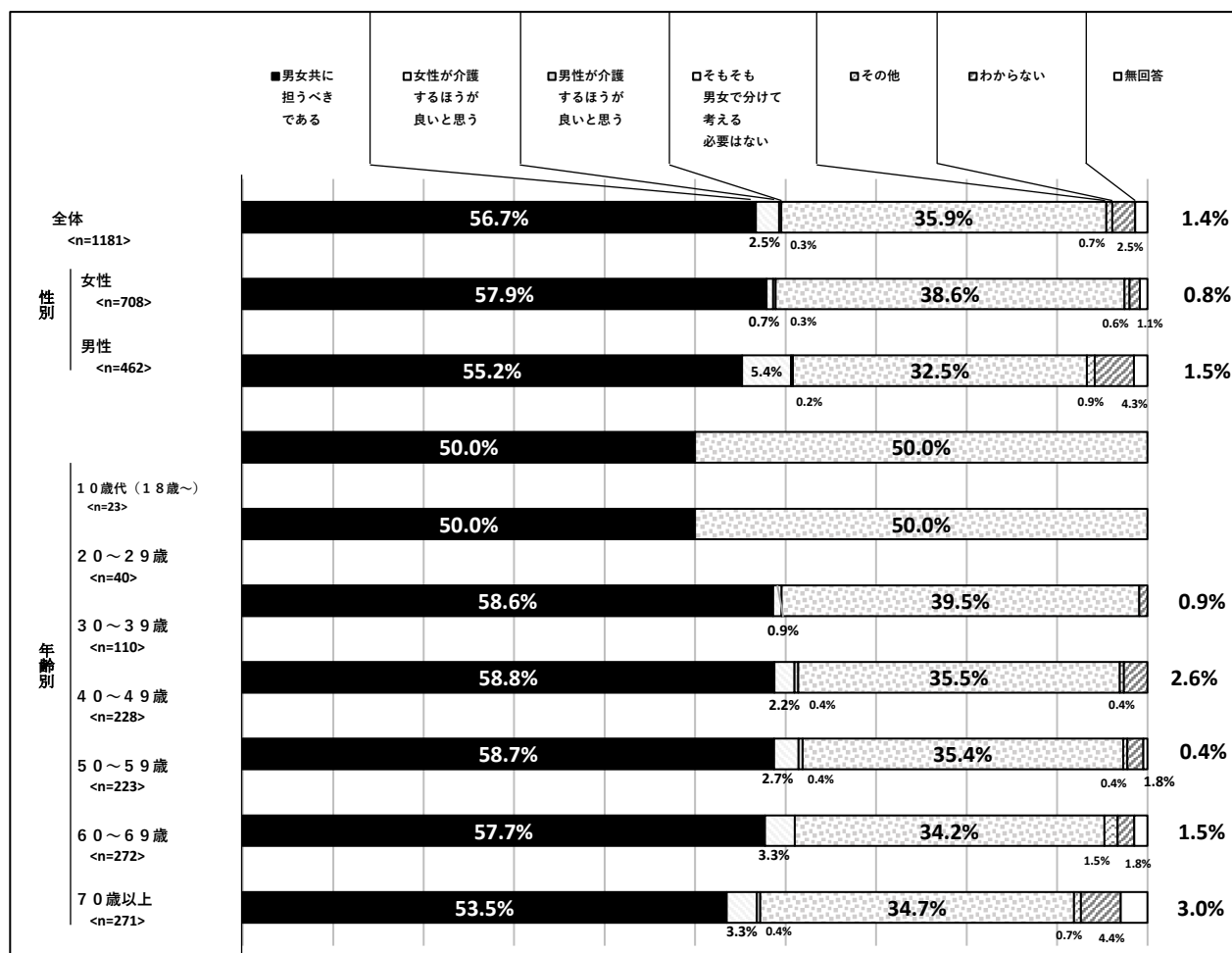
※No.42「子育て支援の充実及び男性の利用の促進」の指標②にある「元気保育園」とは、妊婦や子育て中の親子（3歳までの子どもを育てていて保育所等に預けていない人が対象）が、希望する保育所（園）に登録し、子育て支援サービスを受ける事業のことです。

## 施策の方向性(14) 介護者への支援

### 現状と課題

■市民意識調査で、介護についてどのように思うか聞いたところ、「男女共に担うべきである」が6割近く、「そもそも男女でわけて考える必要がない」が3割を超えました（図表 23）。社会全体で介護を担うことや、性別にかかわらず担うことを支援するための多様なサービスの充実を図ります。

図表 23 介護に対する意識



資料：市民意識調査（令和2年度）



## 取組方針と具体的施策

◇家族介護者の負担が軽減されるよう、相談体制の充実や住民の支え合いを推進するとともに、要介護者や障害者の状態に応じた多様なサービスを整備していきます。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
45	介護サービスの充実	介護保険のサービス基盤整備、介護予防・生活支援の拠点整備を行います。	介護基盤の整備量	3,411 人	3,617 人	長寿包括ケア課
46	介護についての相談体制の充実	総合相談・権利擁護・虐待防止等の地域のネットワークづくりを行います。	地域ケア会議の開催数	90 回	150 回	長寿包括ケア課
47	地域支援事業の充実	サロンや自主グループづくり支援や地域住民のボランティア育成を行います。	①介護予防サポーター登録者数 ②認知症サポーター登録者数 ③介護予防活動ポイント登録実人数	①・②計 26,744 人	①介護予防サポーター登録者数（累計） 1,530 人 ②認知症サポーター登録者数（累計） 31,700 人 ③介護予防活動ポイント登録実人数 1,650 人	長寿包括ケア課
48	障害のある人の介護者への生活支援	日中一時支援事業を行い、心身障害児（者）の福祉及び介護者の負担軽減を図ります。	日中一時支援事業（日帰りショートステイを含む）の延利用人数	11,334 人	12,000 人	障害福祉課

※No.45「介護サービスの充実」の指標「介護基盤の整備量」は、特別養護老人ホーム等の入所定員総数です。

## 重点テーマ 9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実

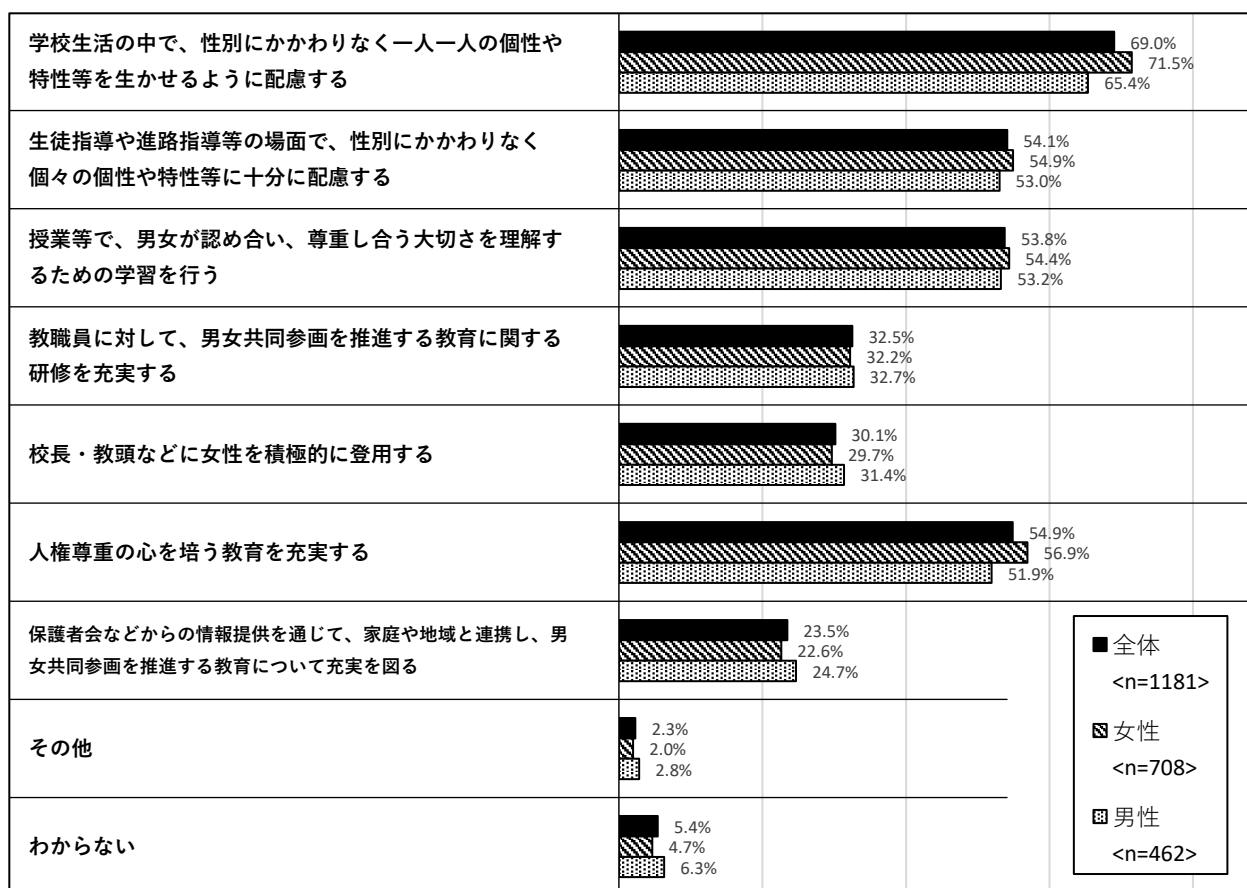
### 施策の方向性(15) 学校教育における男女平等教育・学習の推進

#### 現状と課題

■学校教育で重要なこととしては、「学校生活の中で、性別にかかわらず一人一人の個性や特性を生かせるように配慮する」が最も多くなっています。

学校は、未来の担い手である子どもたちを健全育成する使命を担っています。学校から家庭・地域に働きかける機会も多いことから、男女共同参画推進において果たすべき役割は重大です。学校が子どもや保護者に誤ったメッセージを与えないよう、教職員が確かな認識を持つことが必要です。

図表 24 学校教育で重要なこと



資料：市民意識調査（令和2年）

## 取組方針と具体的施策

◇一人一人の子どもが性別にかかわらず、個性と能力を發揮できるよう、男女平等の視点に立った教育を行います。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
49	学校教育における男女平等教育の推進	各学校において、性別にかかわらず個性と能力を發揮し、互いに尊重し合う学習が充実するよう、人権教育に関する研修講座を実施し、教職員の意識の高揚を図ります。	研修の実施回数	5回 (出前講座を含む)	2回以上	総合教育プラザ
50	男女平等の視点に立った情報教育の推進	高度情報社会を主体的に生きる子どもの育成を目指して、メディアを賢く安全に使う知識・知恵、そしてルールを守って使える心を育みます。また、子どもを取り巻く様々な立場の大人に高度情報社会の課題と対策を理解させるとともに、それぞれの役割と責任に気付かせ意識の向上を図ります。	ケータイ教室での講習内容を自らの課題として捉えている受講者の割合(4段階評価の上位1位の割合)	83.5%	85%	青少年課

## 施策の方向性(16) 地域・家庭における男女共同参画の推進

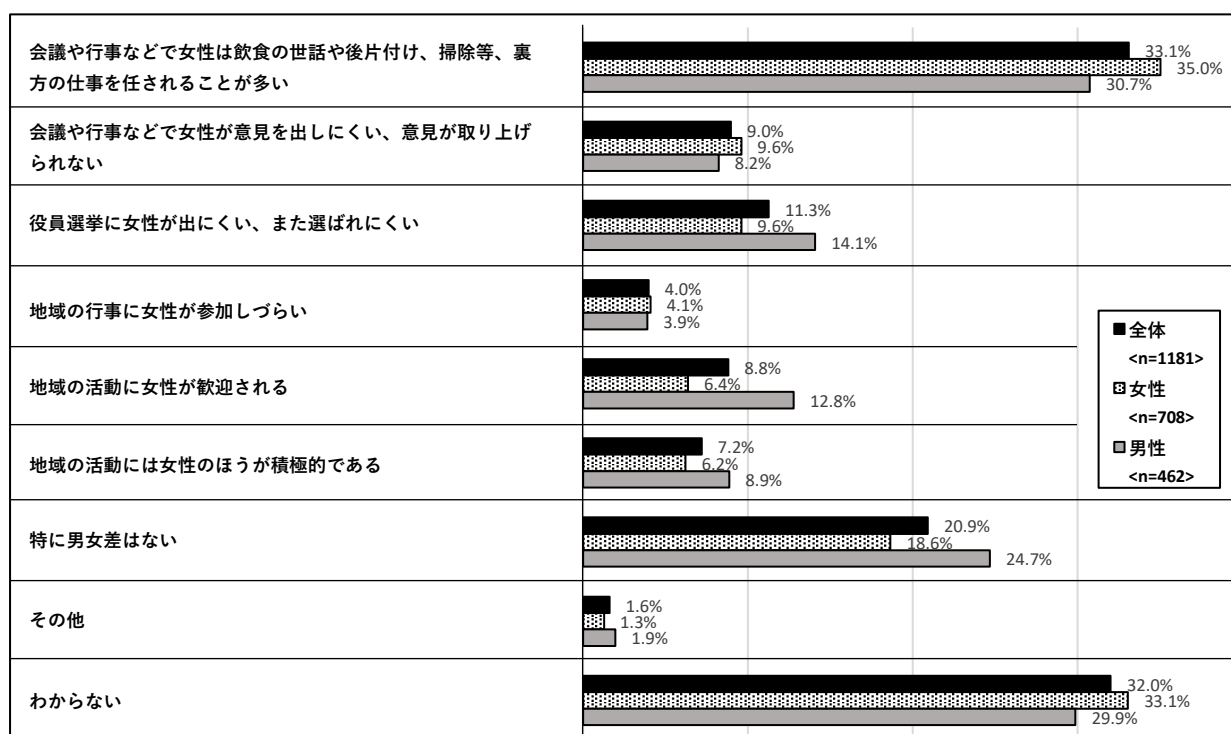
### 現状と課題

■市民意識調査の結果から、【社会全体】で男性が優遇されている原因は「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」が最も多い回答でした。地域や家庭などあらゆる場面での制度や慣行を見直す必要があります。

■市民意識調査で、自治会などでの状況を質問したところ、「会議や行事などで女性は飲食の世話や後片付け、掃除等、裏方の仕事を任されることが多い」が最も多い回答となりました。一方で、「特に男女差はない」との回答が続いていますが、男女別にみると、男性は24.7%、女性は18.6%と、感じ方に「男女差」がみられます(図表25)。この「男女差」は、男性も女性も前回調査からあまり変化がないことから、地域活動の場における性別に関する偏りの問題は解消されていない状況といえます。

現在、地域活動を実際に運営している市民の「女性は裏方」「役員は男性」という意識を改め、男性が裏方の仕事に入ることや女性の役員が出やすい新たな方法を導入するなど、現場を変える必要があります。

図表 25 地域活動での状況

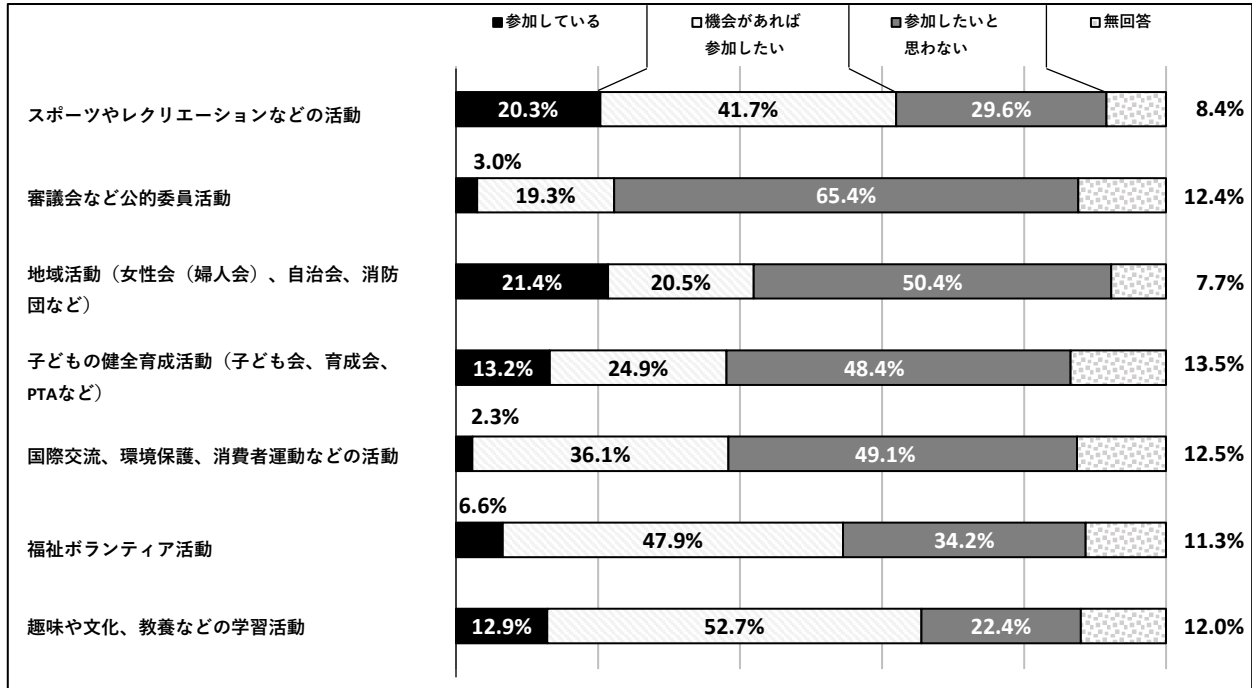


資料：市民意識調査(令和2年)

■現在参加している活動は「スポーツ・レクリエーションなどの活動」(20.3%)、「地域活動(女性会(婦人会)、自治会、消防団など)」(21.4%)、「子どもの健全育成活動(子ども会、育成会、PTAなど)」(13.2%)で、機会があれば参加したいものとしては、「福祉ボランティア活動」、「趣味や文化、教養などの学習活動」があがっています(図表26)。社会参加す

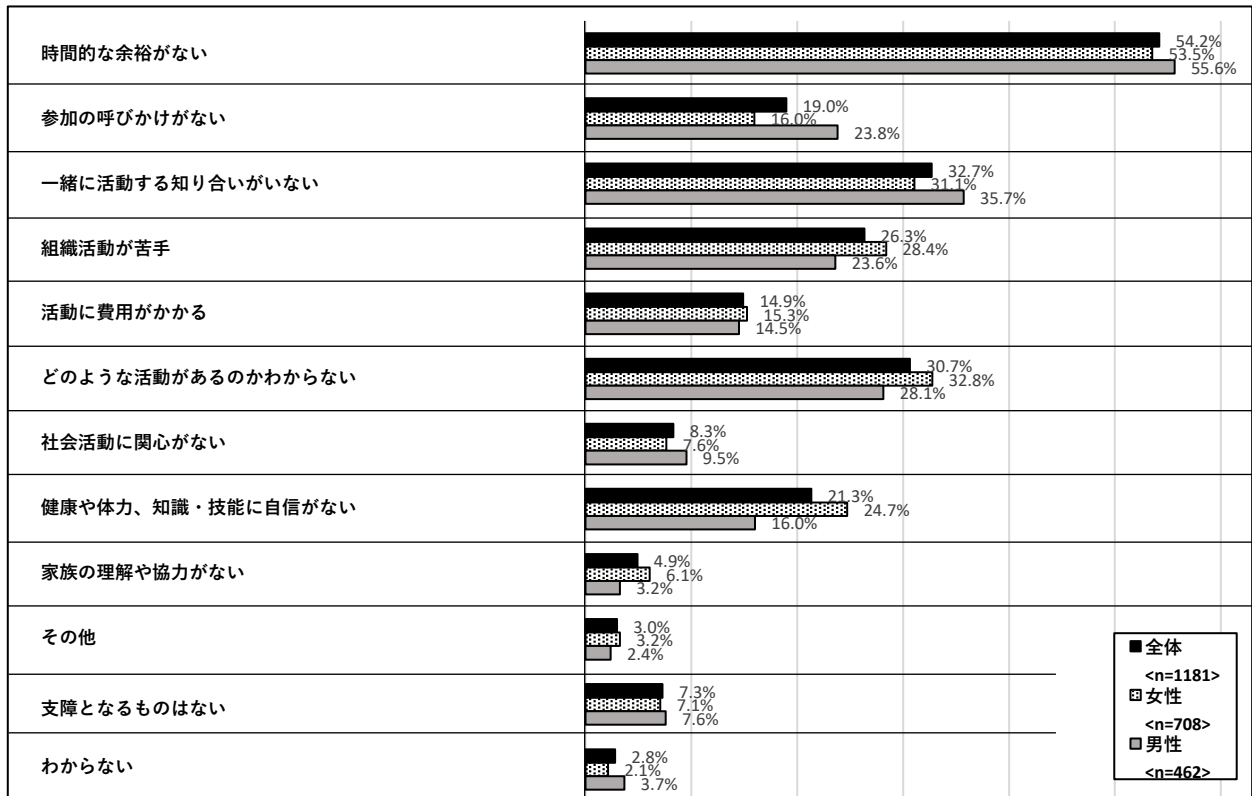
る上で支障になる要因として、54.2%が「時間的な余裕がない」をあげています。女性は「どのような活動があるのかわからない」、男性は「一緒に活動する知り合いがない」が続いています。（図表 27）。

図表 26 社会参加活動について



資料：市民意識調査（令和2年度）

図表 27 社会参加活動の参加で支障となるもの



資料：市民意識調査（令和2年度）

## 取組方針と具体的施策

◇男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための学習機会を提供します。

◇男女市民の主体的な社会参加活動を支援していきます。

	具体的施策	内 容	指 標	実績値 R2 年度	目標値 R8 年度	担 当
51	男女共同参画の視点に立った公民館における学習の推進	人権や男女共同参画をテーマにした公民館での学習機会を提供します。	男女共同参画に関する ①公民館報記事掲載件数 ②事業実施回数・延べ参加人数	①掲載率 25.0% ②3回 37人	①50件 ②5回 50人	生涯学習課
52	地域における男女共同参画の推進	男女が等しく自治会活動をはじめ地域における活動に参画するよう、継続的に周知していきます。	自治会役員における女性の割合	19%	25%	生活課
53	PTA・子ども会育成会活動への男女共同参画	男女共同参画についての基本的な考え方や知識などをPTA、子ども会育成会などに周知し、地域や家庭における男女共同参画に対する意識を高めます。	女性 PTA 会長の割合	17%	25%	学校教育課
			女性子ども会本部役員の割合	50%	50%	青少年課
54	市民活動の促進支援	市民活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア・市民活動の大きな つながりを目指し、パートナーシップによる市民活動の醸成、情報発信、市民参加の促進を図ります。	Mサボ利用者アンケートによる満足度	86.2%	90%	生活課